

日高中部圏域の産婦人科医療は、昭和60年に三石国保病院が、平成13年には本町国保病院が産婦人科を廃止し、その後は唯一、新ひだか町の河野産婦人科医院が、診療を維持しておりますが、当該医院も平成20年8月に分娩の取り扱いを中止し、さらには昨年10月末をもって閉院するに至っております。

中部圏域内で、婦人科系の疾病対応や、妊婦健診、がん検診や予防接種などで貢献いただってきた、産婦人科医院が閉院したことによる影響の大きさにかんがみ、昨年8月、新ひだか町から、町立静内病院に「婦人科外来」を設ける構想があることについて説明があり、広域的な対応策を、両町で協議していくこととしておりました。

その後の協議で、新ひだか町が中心となり、医師の招聘活動を行うこととし、開設が可能となった場合には、運営費用を両町が折半して負担する方針について、事務レベルでの協議を進めておりました。

本年1月20日、新ひだか町から副町長に対し、4月からの常勤医師の招聘に目途がたったので、4月下旬の診療開始に向け、準備を進めたい旨の報告があり、翌21日には、新ひだか町長から私に対し、正式な報告と、共同運営についての提案を受けたところでございます。

本町の出産件数は、例年約40名程度で、約90%の方が管外で出産をされて

おり、そのうち、約30%の方は、妊婦健診を河野産婦人科で受診していた実態がございます。

このほか、女性特有のがん検診でも、毎年30名程度の方が受診しております。予防接種で受診する方も多く見受けられました。

このような状況から、婦人科系の疾病に対する受診環境の確保と、妊産婦の負担軽減への対応は重要課題であるとの認識で、新ひだか町長からの提案を了承し、町立静内病院に開設する「婦人科」を共同運営させていただくことを判断したところでございます。

町立静内病院に勤務いただく医師は、北海道立子ども総合医療・療育センターで、周産期母子医療センター長を務めておられた、林 卓宏（はやし・たくひろ）医師53歳で、4月初旬に着任し、4月末から診療を開始する予定となっております。

外来の設置ということで、残念ながら、出産の取り扱いはできませんが、出産や子どもの療育、婦人科系医療に精通し、経験豊富な医師を招聘できましたので、これまで以上の診療体制を整うものと、期待しているところでございます。

なお、共同運営にあたり運営費を両町で負担することになりますが、施設改修や備品購入などの投資的経費は、新ひだか町の負担とし、運営経費について出生数割・受診件数割で按分することで、平成26年度の本町負担を、

現在、本診療所の常勤医師体制は所長のみの1名体制となっておりますが、先の第4回定例会におきまして、本年4月に一般内科医師の就任が決定したことから常勤医師は2名体制となることの報告を申し上げたところであります。

本診療所は町立の診療所として、地域に根づいた医療と保健、福祉との連携による予防事業を推進して行くうえにおいて果たすべき役割は重要と考えておりますことから、これまで同様、当分の間、常勤医師3名体制による診療所運営を継続することとしております。

このため、3人目の常勤医師として、地域医療に関心が高く、率先して地域医療の推進に取り組んでいただける医師の招聘について関係機関への照会など、全国規模による募集の展開を進めてまいりました。

この度、道内の病院に勤務されております一般内科医師との交渉がまとまり、本年4月から本診療所に就任されることになりましたので、ご報告申し上げます。

3人目の常勤医師として就任いただく先生は、現在、せたな町の民間病院に勤務しております野崎博（のさき・ひろし）先生であります。

先生の本診療所における診療科目は一般内科としておりますが、小児科の経験も有している先生であります。先生は専門診療科として小児科をはじめとし、札幌徳州会病院に13年間勤務された後、一般内科医師として、主

342万円と見込んでおります。近年においては本町も、医師を中心とする医療従事者の確保に困難を極めておりますが、近隣町と連携して地域医療体制の確保を図れたことは、大きな収穫であったと考えております。

地域医療の維持向上は、本町の抱える大きな課題でありますので、今後とも近隣医療機関との情報交換や連携を強化し、地域医療の確保に鋭意努力してまいります所存でございますのでご理解を賜りたいと存じます。

町税などの還付加算金の未払いについて

道内の自治体で町民税などの還付加算金の未払いが相次いで発生している問題で、本町におきましても還付事務処理について確認したところ、町民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について、法令などを誤って解釈していたことから還付加算金の未払いがあることが判明いたしました。

還付加算金の未払いの原因としましては、町税などの過誤納金として年度内の修正申告、確定申告などで還付する場合には、地方税法に基づき計算した金額を加算して還付することとしております。

今回の町民税などの誤りについては、その還付加算金を計算する期間について、地方税法の規定により、計算の始期を「納付のあった日の翌日」と

でどおり実施することとしております。本町においてはこれまで軽種馬をはじめとする産業構成から本診療所においては常勤医師に外科系医師を配置してまいりました。

本来でありますと、本年4月からは所長と新しく着任する医師との内科医師2名体制が既に決定しておりますことから、3人目の常勤医師につきましては外科系医師を配置することが望ましいと考えておりましたが、この度、3人目の常勤医師として内科系医師の応募がありました。

このため、本診療所管理者である所長と応募のありました内科医師の採用について協議を行いましたところ、町の診療所として緊急時救急対応及び必要な入院対応、更には町立の福祉施設をはじめとする各福祉施設健康管理事業など、予防事業の対応の充実強化を図ることが最も優先すべきこととして、3人目の常勤医師を内科医師に決定した次第であります。

所長をはじめ、新しく就任する2名の医師につきましては外科系医師による診療治療とはいかないまでも外科系患者にかかる診療治療対応は豊富な経験を有しているところでございまして、外科系を含む緊急時救急対応においては、本診療所・医師が二次医療圏病院・専門医との直接の連携により、必要な指示を受け、救急転搬送対応を行っているところであります。

また、特に生命の危険な状態など、

すべきケースについても、「更正の通知（決定）」がされた日の翌日から起算して1月を経過する日」と法令を誤って解釈していたため、本来なら加算されるべき還付加算金が加算されなかったものです。

この還付加算金につきましては、地方税法の消滅時効がありますので5年間さかのぼって、還付加算金を再計算のうえ支払うこととしたものです。

対象件数及び金額につきましては、平成20年度から本年度までの方を対象者として、道町民税37件、金額としては23万9800円、国民健康保険税40件、24万5800円、後期高齢者医療保険料1件、1万3000円、合計78件、49万8600円で、延べ51名が還付加算金の対象者となっております。

還付加算金の対象者につきましては、浦河町に住民票を置いたまま居所不明となっている外国人1名以外の方には、2月末をもってお詫びと還付手続きを済ませております。未払いの対象となつていらっしゃる方は、町民の皆さんには、ご迷惑をお掛けしましたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後、このような誤りが生じないよう適切な事務処理に努め、信頼回復に向けて職員の資質向上に取り組みますので、今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。

国保診療所・医師の就任について

極めて緊急を要する外科系をはじめ、患者搬送対応につきましては、札幌市からの「ドクターヘリ」による緊急搬送も充実しております。本町におきましても昨年は9件の「ドクターヘリ」要請を行い対応しているところであります。

以上のことから、本診療所における常勤医師の体制の維持を最優先に進めることが現時点において最も効果的と判断いたしましたので、この度の常勤内科医師の就任を決定しているものであります。

これからも町民の皆さん、患者の皆さんの医療の安心安全のため、診療所職員一丸となり、良質な医療を提供し、信頼される診療所運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。医師就任の報告とさせていただきます。



着任した服部医師（左）と野崎医師（右）